

令和8年7月22日
第1回千葉県文化芸術推進懇談会

千葉県障害者文化芸術活動推進計画について

千葉県文化振興課



○千葉県障害者文化芸術活動推進計画について

- ・障害者による文化芸術活動の推進について定めた「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」は令和8年度で計画期間が終了します。
- ・計画期間の終了を契機として、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」に統合したいと考えています。
- ・障害者芸術に係る国の基本計画の改定が令和9年度に予定されていることを踏まえ、統合時期は令和10年度中とし、計画期間の空白が生じないよう、現行の「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」の期間を2年間延長し、令和10年度までとしたいと考えています。

1 これまでの経緯

- ・「文化芸術基本法」の趣旨に則り、文化振興担当課において、平成24年に「ちば文化振興計画」を策定。その後、平成30年の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の制定を受け、令和4年に「千葉県文化芸術推進基本計画」を策定。
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の趣旨に則り、障害福祉担当課において、令和3年に「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」を策定。
- ・障害者による文化芸術活動とそれ以外の文化芸術活動を区別せず、文化芸術の裾野を広げる取組を一体的に進めるため、令和4年度に「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」を文化振興担当課に移管。

○千葉県障害者文化芸術活動推進計画について

(参考)「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」と「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の比較

	千葉県障害者文化芸術活動推進計画	第2次千葉県文化芸術推進基本計画
計画の位置付け	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)※に基づき、千葉県における障害のある人による文化芸術活動の推進について定めるもの。	・文化芸術基本法に定める「地方文化芸術推進基本計画」 ・千葉県文化芸術の振興に関する条例に定める「文化芸術推進基本計画」 ・千葉県総合計画の分野別計画
計画期間	R3年度～R8年度 (R3年度まで障害者福祉推進課が所管)	R7年度～R13年度
概要	「基本的な方針」 ① 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進 ② 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ③ 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現	「施策の体系」 柱Ⅰ 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実 柱Ⅱ 文化芸術を通じた連携・協働 柱Ⅲ 多様な伝統文化の保存・継承・活用 柱Ⅳ ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信 ※ 障害者文化芸術活動に関する記載 柱Ⅰの「②誰もが表現者として、生涯にわたって文化芸術を楽しむことのできる環境整備」 ○ <u>障害者の文化芸術活動の推進</u>

上記記載箇所を中心に、計画全体の記載内容に障害者による文化芸術活動に関する事項を盛り込んでいる

※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 第8条第1項

「地方公共団体は、基本計画を勧告して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」

なお、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

○千葉県障害者文化芸術活動推進計画について

2 千葉県障害者文化芸術活動推進計画の第2次千葉県文化芸術推進基本計画への統合について

(1) 統合する理由

- 「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の目指す姿である「誰もが文化芸術に親しめる千葉」の実現に向け、障害者による文化芸術活動とそれ以外の文化芸術活動を区別せず、文化芸術の裾野を広げる取組を一体的に進めるため
- 「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」に記載している施策「障害者の文化芸術活動の推進」の記載を拡充することにより、現行と同様に「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」に位置付けている施策を推進することができるため
- 「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」と「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」の内容の重複や、計画策定作業の重複を解消できるため

(2) 統合について

ア 統合時期 令和10年度中(改定作業の終了時期に応じて、年度途中で統合する)

イ 理由・背景

令和9年度に国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が改定される予定であり、その内容を反映した上で統合に向けた手続きを進めるため

※このほか、新たに記載すべき事項等が生じた場合は、統合時に千葉県文化芸術推進基本計画に修正を加えることを想定

(3) 統合までの対応

千葉県障害者文化芸術活動推進計画の計画期間に空白が生じないよう、期間を2年間延長し、令和10年度までとする。

(参考)地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定している41道府県の状況(R7年度)

・個別計画として策定 2(千葉県、滋賀県) ・既存計画と一体的に策定 39

○千葉県障害者文化芸術活動推進計画について(想定スケジュール)

